

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和4年6月27日

大阪府知事 殿

提出者

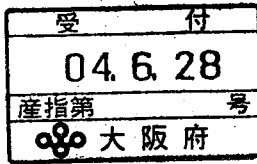
住所 大阪市中央区高麗橋2-1-2

氏名 野村建設工業株式会社 大阪本社

工事第一課長 柿原俊二

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 080-4248-0377



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	野村建設工業株式会社 大阪本社
事業場の所在地	大阪市中央区高麗橋2-1-2
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合建設業
②事業の規模	令和3年度完成工事高 70億円 (大阪本店)
③従業員数	83名 (大阪本店)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図) 別添2 管理体制図のとおり	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度(令和3年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	コンクリート片
	排出量	2,178.00 t	4.83 t
	(これまでに実施した取組) 1、現場搬入資材梱包の簡素化を指示し、廃材の発生を抑える。 2、工事現場内での加工を減らし、廃材の発生を抑える。 3、予備材の数量を減らし、廃材の発生を抑える。 4、ダンボール、鉄くずは個別分類し有価物として処理する。 5、その他分別収集を行なう。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	コンクリート片
	排出量	1,960.20 t	4.35 t
	(今後実施する予定の取組) 1、現状対策の実行を徹底する。 2、現場内での分別収集の注意喚起強化。		

産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 汚泥、石膏ボード、木くず、コンクリートがら、アスファルトコン-の分別 種類ごとの集積箱の分別収集
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状取組の徹底

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

アス・コン片	その他がれき類	建設混合廃棄物 (管理型)	
77.50 t	68.08 t	24.96 t	t

②計画

アス・コン片	その他がれき類	建設混合廃棄物 (管理型)	
69.75 t	61.27 t	22.46 t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	—	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	—	t
(今後実施する予定の取組)			

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	コンクリート片
	全処理委託量	2,178.00 t	4.83 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	再生利用業者への処理委託量	2,178.00 t	4.83 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	(これまでに実施した取組)		

(第4面-2)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

アス・コン片	その他がれき類	建設混合廃棄物 (管理型)	
77.50 t	68.08 t	24.96 t	t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	t
77.50 t	0.00 t	0.00 t	t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	t

		【目標】		
		産業廃棄物の種類	汚泥	コンクリート片
②計画	全処理委託量		1,960.20 t	4.35 t
	優良認定処理業者への処理委託量		0.00 t	0.00 t
	再生利用者への処理委託量		1,960.20 t	4.35 t
	認定熱回収業者への処理委託量		0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		0.00 t	0.00 t
	(今後実施する予定の取組)			
1、分別収集の強化				
2、優良認定処理業者の採用				
※事務処理欄				

## ②計画

アス・コン片	その他がれき類	建設混合廃棄物 (管理型)	
69.75 t	61.27 t	22.46 t	t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	t
69.75 t	0.00 t	0.00 t	t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	t

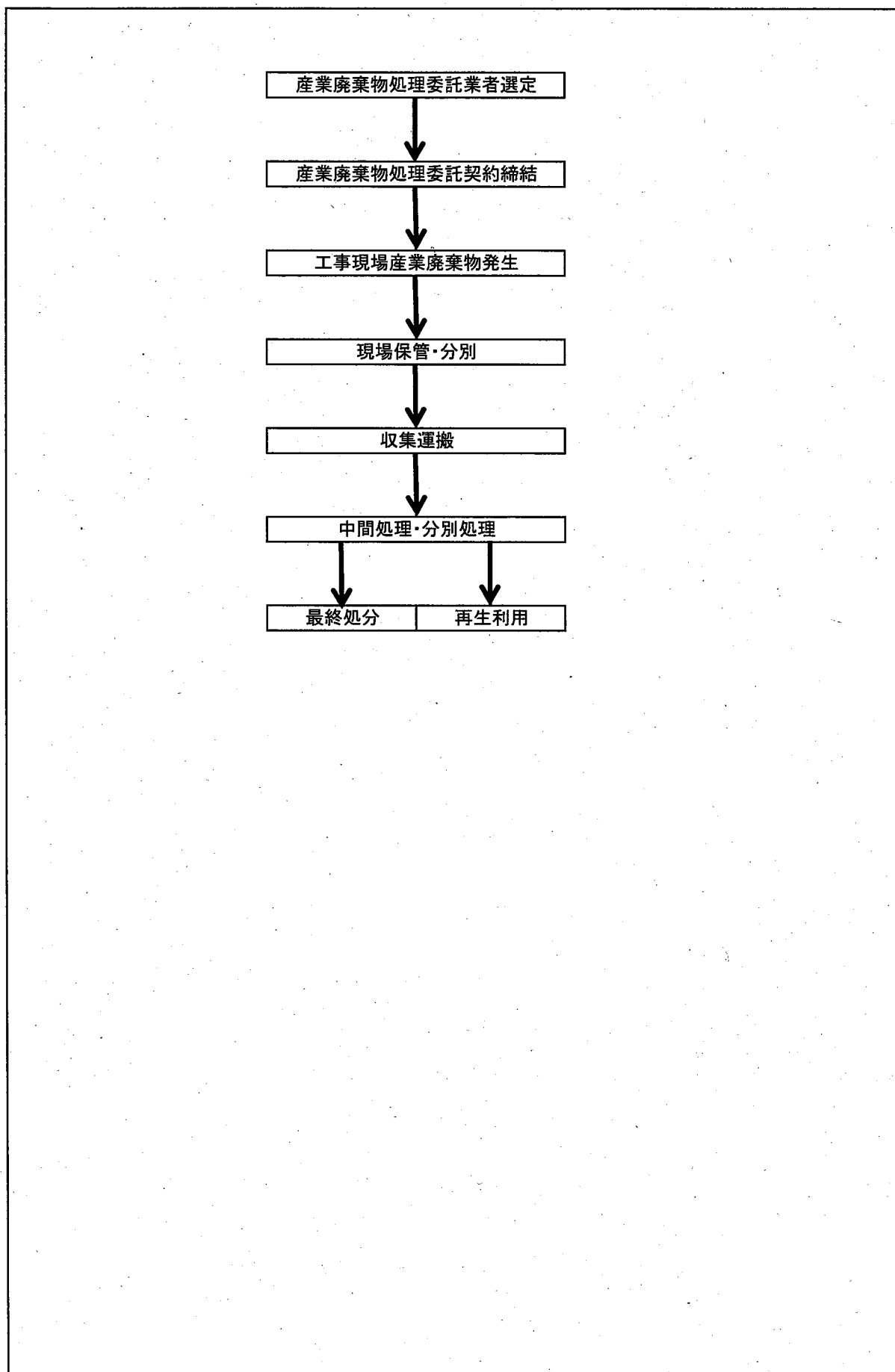


(第6面)

備考

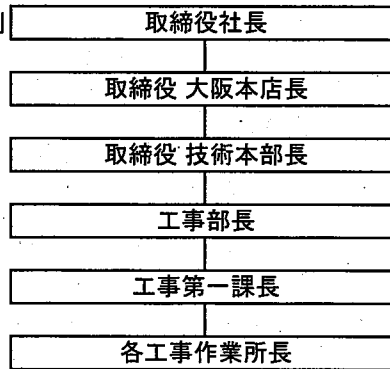
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

# 別添 1 処理工程図



## 別添2 管理体制図

産業廃棄物処理に係る管理体制



組織部署	役 割
社 長	・産業廃棄物の適正処理に係る管理体制の構築
大阪本店長	・産業廃棄物の適正処理・減量化の推進
技術本部長	・産業廃棄物処理管理責任者の任命 ・建設副産物処理に関する情報の収集及び管理組織への発信展開
工事部長	・行政官庁からの産廃に関する指示・通達事項の組織社内への通知 ・産業廃棄物の適正処理・減量化に対する推進活動の実施 ・産業廃棄物排出目標の設定
工事第一課長	・環境関連法規の遵守及び産業廃棄物の適正処理の周知 ・新規産業廃棄物処理業者の審査及び登録手続き処理 ・行政官庁への多量排出事業者の責務(書類作成・提出・保管) ・各工事作業所の産業廃棄物処理状況の確認 ・産業廃棄物処理委託契約書の内容確認 ・工事完了後の産廃記録(契約書・マニフェスト)の保管
作業所長	・再資源利用促進計画・産業廃棄物排出抑制の計画 ・産業廃棄物運搬処理業者の選定及び委託契約書の起案 ・作業所内の産業廃棄物適正処理・資源化推進教育の実施 ・法の遵守及び適正処理についての作業所内の管理 ・排出済み産業廃棄物の処理状況の確認 ・工事完了後の産業廃棄物運搬処理業者の評価表の提出